

第2章

本市の子育てを取り巻く状況

1 少子化の動向

(1) 人口の推移

平成27年国勢調査による本市の総人口は、43,156人となっています。このうち、15歳未満の年少人口は6,260人で、総人口の14.5%となっています。また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は24,571人で56.9%、65歳以上の老年人口は12,305人で28.5%となっています。

総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成12年から平成27年の15年間で3.5ポイント減少しています。一方で、65歳以上の老年人口の割合は6.9ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

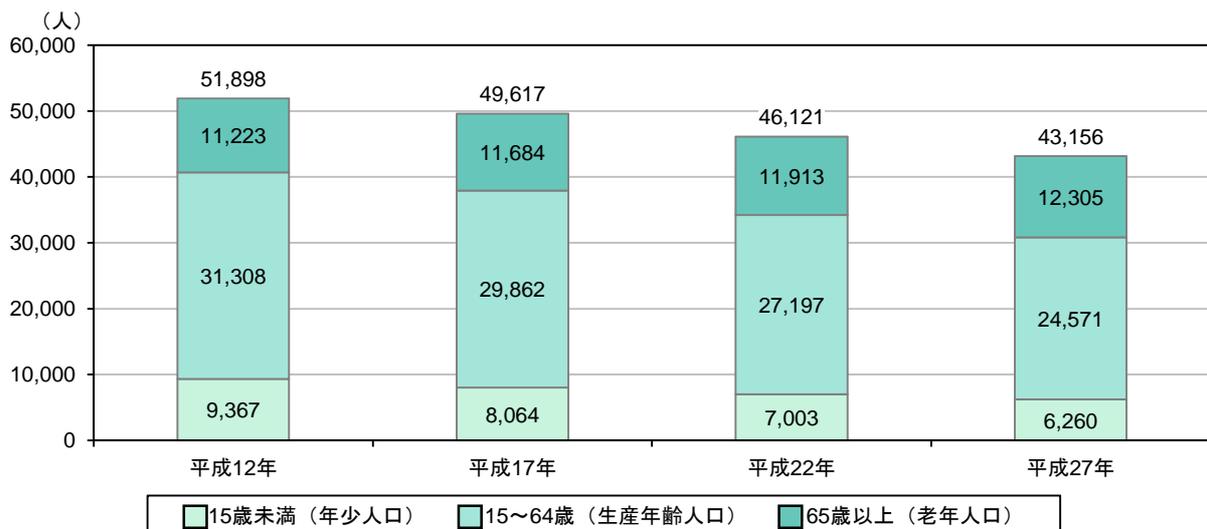
人口の推移（年齢3区分）

（単位：人）

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	51,898	49,617	46,121	43,156
15歳未満 （年少人口）	9,367	8,064	7,003	6,260
	18.0%	16.3%	15.2%	14.5%
15～64歳 （生産年齢人口）	31,308	29,862	27,197	24,571
	60.3%	60.2%	59.0%	56.9%
65歳以上 （老年人口）	11,223	11,684	11,913	12,305
	21.6%	23.5%	25.8%	28.5%

※総人口は「不詳」を含むため、3区分を合計しても総人口に一致しない場合があります。

資料：国勢調査（各年）



(2) 出生の動向

本市の出生数は、平成25年の389人から平成29年341人と5年間で48人（12%）減少しています。

人口千人あたりの出生率は、平成25年の8.7から、平成29年では8.1へと減少しており、県と比較すると低い水準が続いています。

また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を表す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成25年に1.95であったものが平成29年では1.91と減少していますが、国や県と比較すると高い水準を保っています。

しかし、人口を維持するのに必要とされる2.08は下回っており、少子化傾向が続いています。

出生数・率の推移

（奄美市）

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数（人）	389	394	358	352	341
出生率（人/人口千対）	8.7	8.9	8.3	8.2	8.1

（鹿児島県）

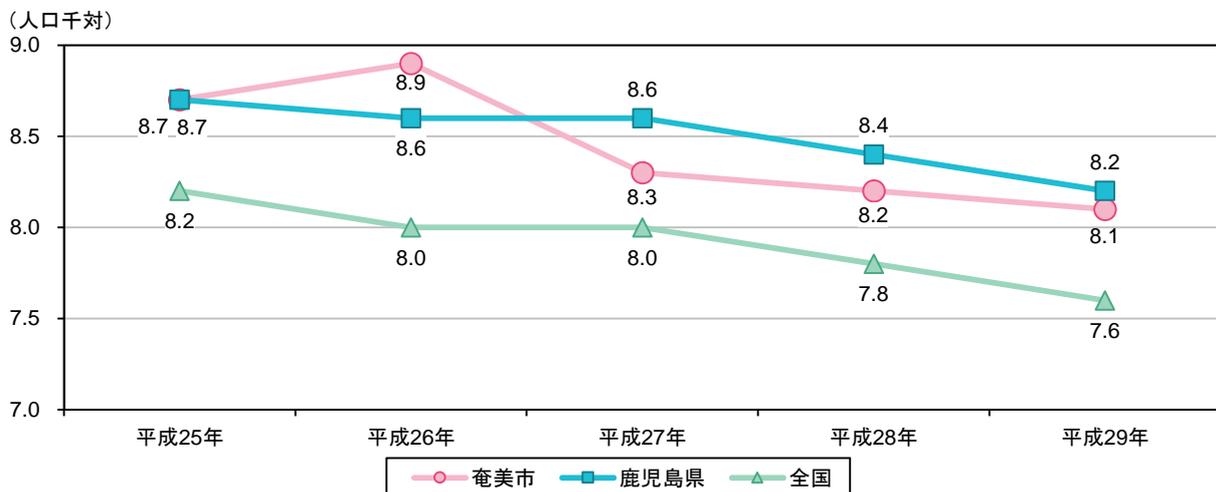
区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数（人）	14,637	14,236	14,125	13,688	13,209
出生率（人/人口千対）	8.7	8.6	8.6	8.4	8.2

（全国）

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数（人）	1,029,817	1,003,609	1,005,721	977,242	946,146
出生率（人/人口千対）	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料：鹿児島県人口動態調査

出生率の推移



出生数・合計特殊出生率の推移

(奄美市)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数 (人)	389	394	358	352	341
合計特殊出生率	1.95	2.06	1.82	1.88	1.91

(鹿児島県)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数 (人)	14,637	14,236	14,125	13,688	13,209
合計特殊出生率	1.63	1.62	1.70	1.68	1.69

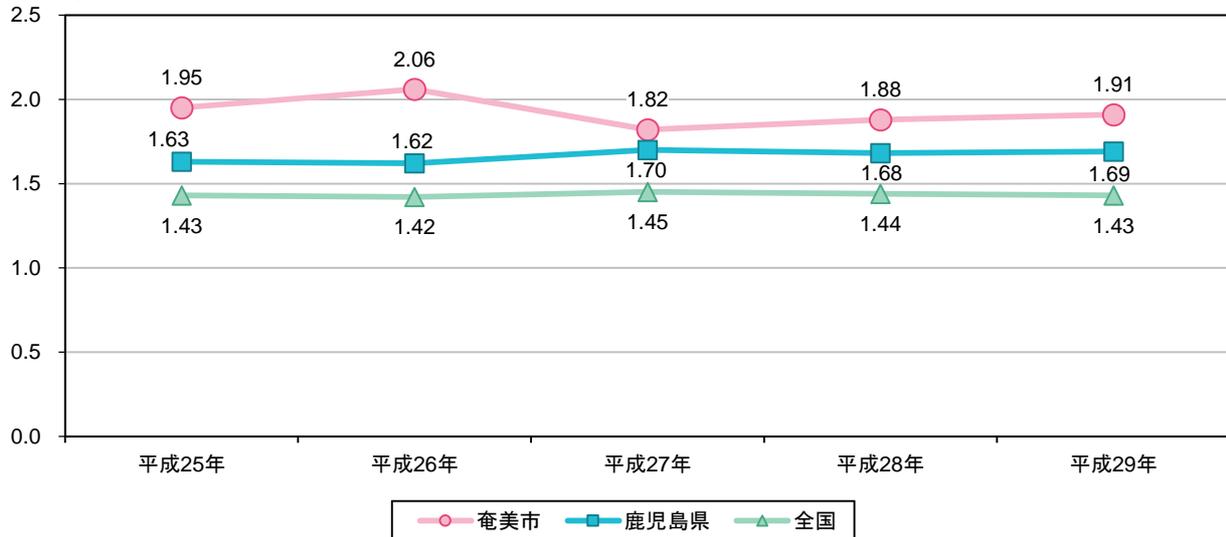
(全国)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数 (人)	1,029,817	1,003,609	1,005,721	977,242	946,146
合計特殊出生率	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：鹿児島県人口動態調査より算出

合計特殊出生率の推移

(人口千対)

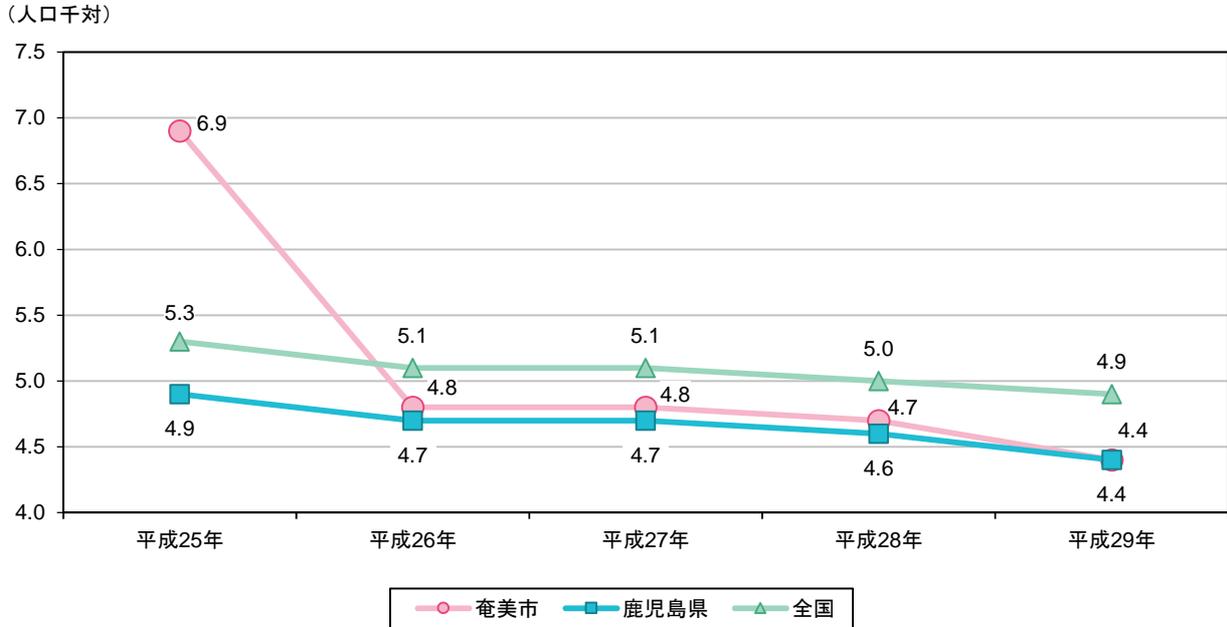


(3) 婚姻、離婚の動向

婚姻率は、平成 29 年では 4.4 となっており、平成 25 年をピークに減少し、県とほぼ同じ水準で推移しています。婚姻率向上のために男女が結婚に前向きになるための事業にも取り組んでいます。

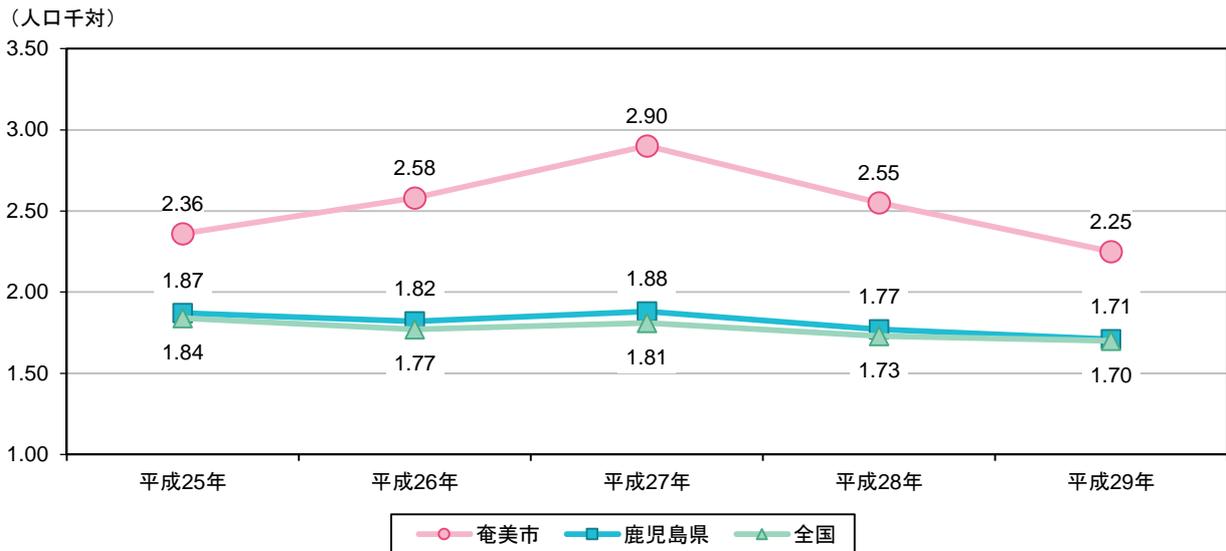
また、離婚率は、平成 29 年では 2.25 となっており、国や県より高い水準で推移しています。

婚姻率の推移



資料：鹿児島県人口動態調査

離婚率の推移



資料：鹿児島県人口動態調査

2 世帯の状況

(1) 6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

6歳未満の子どものいる一般世帯は、平成27年では1,748世帯で世帯人員は7,047人、世帯あたりの人員は4.0人となっています。

また、6歳未満の子どもの人員は2,342人で、世帯あたりの6歳未満人員は1.3人となっています。

6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

(単位：人、世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯人員	10,251	9,027	7,931	7,047
6歳未満子どもの人員	3,381	2,987	2,607	2,342
世帯数	2,468	2,238	1,935	1,748
世帯あたり人員	4.2	4.0	4.1	4.0
世帯あたりの6歳未満人員	1.4	1.3	1.3	1.3

資料：国勢調査（各年）

(2) 18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

18歳未満の子どものいる一般世帯は、平成27年では4,134世帯で世帯人員は15,586人、世帯あたりの人員は3.8人となっており、核家族化の傾向にあります。

また、18歳未満の子どもの人員は7,401人で、世帯あたりの18歳未満人員は1.8人となっています。

18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

(単位：人、世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯人員	24,352	20,901	17,938	15,586
18歳未満の子どもの人員	11,655	9,762	8,431	7,401
世帯数	6,150	5,386	4,692	4,134
世帯あたり人員	4.0	3.9	3.8	3.8
世帯あたりの18歳未満人員	1.9	1.8	1.8	1.8

資料：国勢調査（各年）

(3) 母子世帯の推移

本市における母子世帯は、平成27年では595世帯で世帯人員は1574人、世帯あたり人員は2.6人となっています。

また、18歳未満のいる母子世帯数は558世帯で、18歳未満のいる世帯数に対する母子世帯の割合は13.5%であり、年々増加傾向にあります。

母子世帯の推移

(単位：人、世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	688	671	646	595
母子世帯人員	1,938	1,873	1,763	1,574
世帯あたり人員	2.8	2.8	2.7	2.6
18歳未満のいる母子世帯数	621	633	607	558
18歳未満のいる世帯数	6,150	5,386	4,692	4,134
18歳未満のいる母子世帯の割合	10.1%	11.8%	12.9%	13.5%

資料：国勢調査（各年）

(4) 父子世帯の推移

本市における父子世帯は、平成27年では69世帯で世帯人員は176人、世帯あたりの人員は2.6人となっています。

また、18歳未満のいる父子世帯数は64世帯で、18歳未満のいる世帯数に対する父子世帯の割合は1.5%となっています。

父子世帯の推移

(単位：人、世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
父子世帯	96	80	66	69
父子世帯人員	254	201	163	176
世帯あたり人員	2.6	2.5	2.5	2.6
18歳未満のいる父子世帯数	83	70	61	64
18歳未満のいる世帯数	6,150	5,386	4,692	4,134
18歳未満のいる父子世帯の割合	1.3%	1.3%	1.3%	1.5%

資料：国勢調査（各年）

3 就労の状況

(1) 就業の状況

平成 27 年国勢調査における本市の全就業者数は 19,548 人で、就業率は 53.0%となっており、男女別就業率は、男性 59.2%、女性 45.8%となっています。

また、就業率の推移を見ると、男性は減少傾向、女性は増加傾向にあります。

男女別就業率

(単位：人)

区分	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	男性	女性									
15歳以上人口	42,203	19,302	22,901	41,546	18,896	22,650	39,110	17,861	21,249	36,876	17,060	19,816
就業者数	22,069	12,529	9,540	21,679	11,956	9,723	19,855	10,696	9,159	19,548	10,105	9,069
就業率	52.3%	64.9%	41.7%	52.2%	63.3%	42.9%	50.8%	59.9%	43.1%	53.0%	59.2%	45.8%

資料：国勢調査（各年）

(2) 産業・雇用の状況

産業別の就業者割合を見ると、第1次産業は減少傾向が続いていますが、平成 27 年には第2次産業は微増しています。第3次産業は8割を超えています。

産業別就業者数

(単位：人)

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
15歳以上人口	42,203	—	41,546	—	39,110	—	36,876	—
就業者数	22,069	52.3%	21,679	52.2%	19,855	50.8%	19,548	53.0%
第1次産業	1,062	4.8%	1,056	4.9%	827	4.2%	749	3.9%
農業	859	3.9%	883	4.1%	645	3.5%	591	3.0%
その他	203	0.9%	173	0.8%	182	0.7%	158	0.8%
第2次産業	4,904	22.2%	3,968	18.3%	2,866	14.4%	2,854	14.6%
製造業	1,762	8.0%	1,541	7.1%	963	4.9%	917	4.7%
その他	3,142	14.2%	2,427	11.2%	1,903	9.5%	1,937	9.9%
第3次産業	16,086	72.9%	16,643	76.8%	16,062	80.9%	15,815	80.9%
卸・小売業	5,202	23.6%	4,069	18.8%	3,609	18.2%	3,292	16.8%
その他	10,884	49.3%	12,574	58.0%	12,453	62.7%	12,523	64.1%
分類不能	17	0.1%	12	0.1%	100	0.5%	130	0.7%

資料：国勢調査（各年）

(3) 女性の年齢別就業の状況（奄美市）

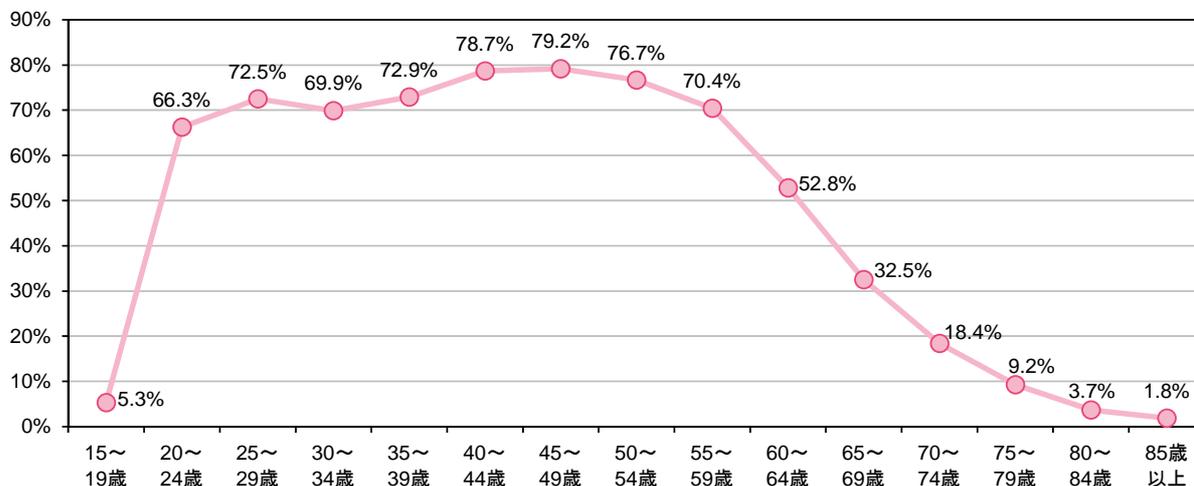
奄美市の女性年齢別就業の状況を見ると、女性の就業者数は 9,069 人で就業率は 46.2%となっています。年齢別の就業率を見ると、「25～29 歳」までは増加傾向にあり、「30～34 歳」に、やや減少するものの就業率は 69.9%あり、子育て世代の女性の多くが就業していることがわかります。（いわゆるM字カーブが浅くなっています。）

女性の年齢別就業の状況（奄美市）

（単位：人）

区分	平成27年		
	15歳以上人口	就業者数	就業率
15～19歳	892	47	5.3%
20～24歳	498	330	66.3%
25～29歳	808	586	72.5%
30～34歳	1,143	799	69.9%
35～39歳	1,313	957	72.9%
40～44歳	1,381	1,087	78.7%
45～49歳	1,298	1,028	79.2%
50～54歳	1,442	1,106	76.7%
55～59歳	1,656	1,166	70.4%
60～64歳	1,867	986	52.8%
65～69歳	1,633	531	32.5%
70～74歳	1,345	248	18.4%
75～79歳	1,276	118	9.2%
80～84歳	1,272	47	3.7%
85歳以上	1,785	33	1.8%
合計	19,609	9,069	46.2%

女性の年齢別就業率（平成 27 年奄美市）

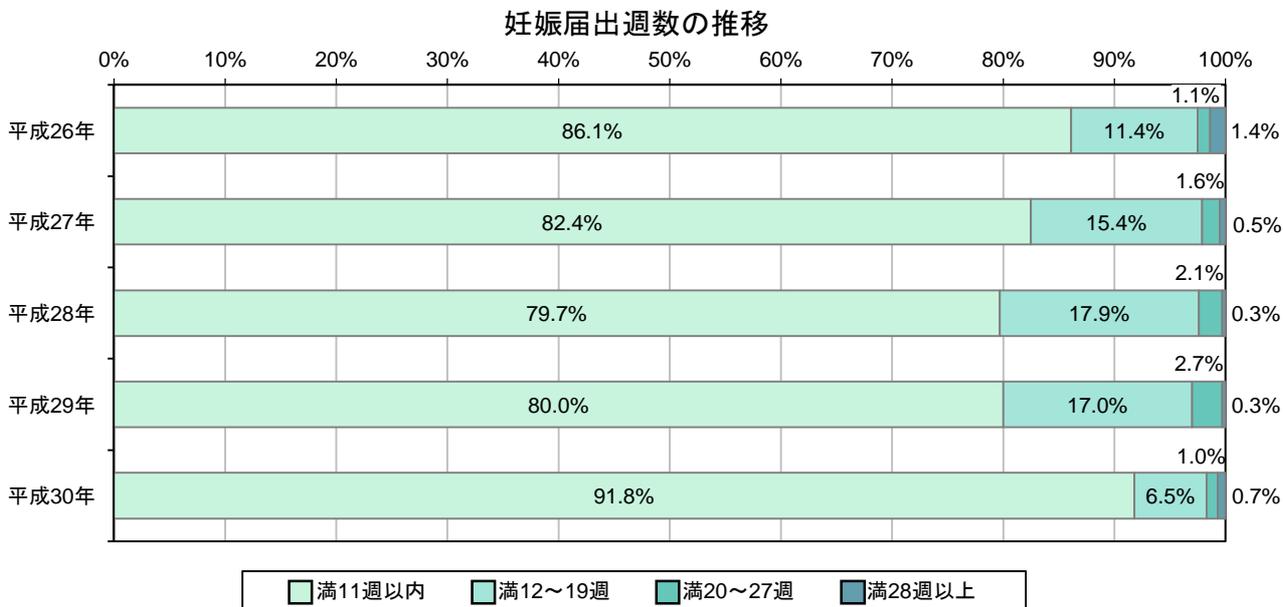


資料：国勢調査

4 母子保健に関する状況

(1) 妊娠届出週数

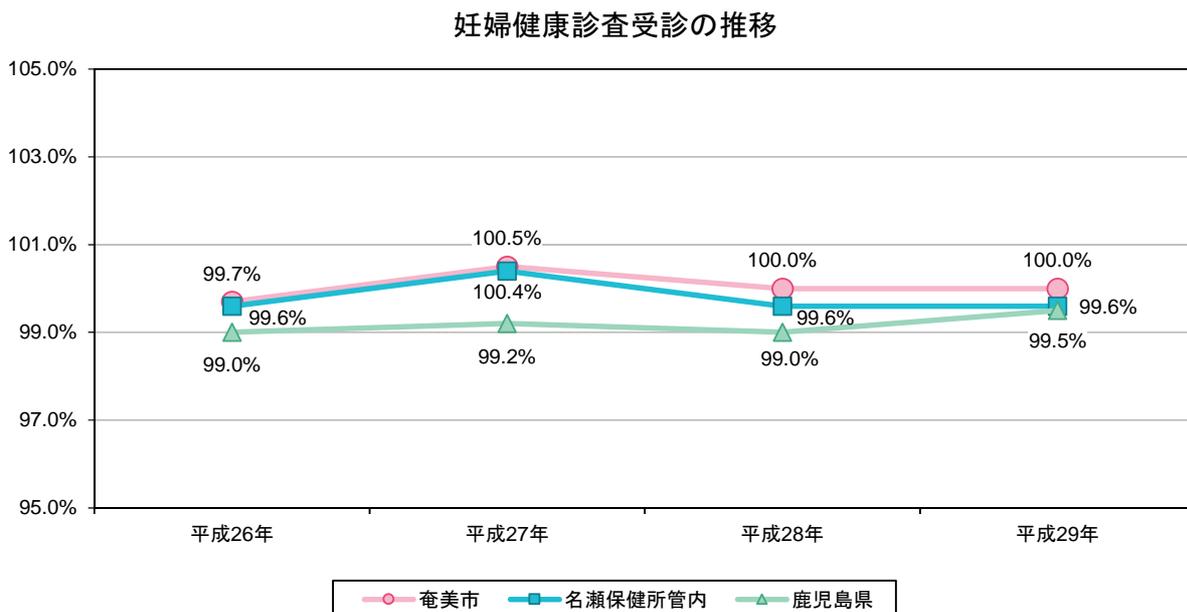
妊娠 11 週以内での届出は増加していますが、依然として 20 週以降の届出もみられます。20 週以降の届出のなかには家庭環境や育児姿勢など、問題を抱えている妊婦も多くみられます。



資料：鹿児島県の母子保健

(2) 妊婦健康診査受診率

本市における妊婦健康診査受診率は、平成 27 年以降 100%で推移しています。引き続き受診率 100%を維持するため、受診勧奨、保健指導の実施等に努めます。



※基準日以降に生じる出生や転入等の対象者数の変動により、対象者数を超える受診者数となり、実績が 100%を超える場合があります。

資料：鹿児島県の母子保健

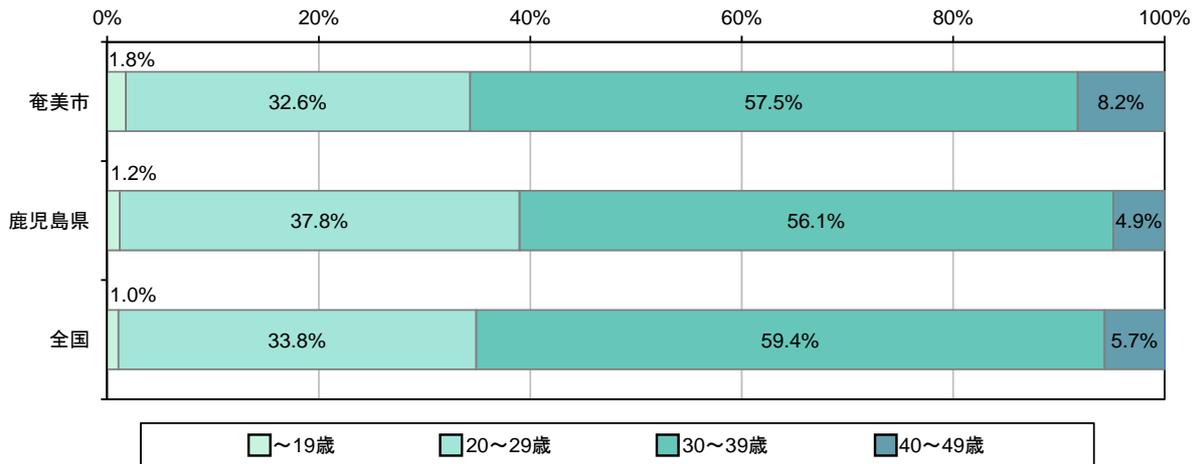
(3) 母親の年齢別出産割合

母親の出産年齢では、10代の割合が国・県よりわずかに高くなっているほか、40代の割合が高くなっています。

結婚年齢の上昇などに伴い、高齢出産の割合が高くなっており、不妊治療を受ける方も増加傾向にあります。

若年妊娠や養育環境が整わない中での妊娠出産、高齢初産など、さまざまなリスクを伴うケースが増えてきており、保健・医療機関とのさらなる連携が求められています。

母親の年齢別出産割合（平成29年）



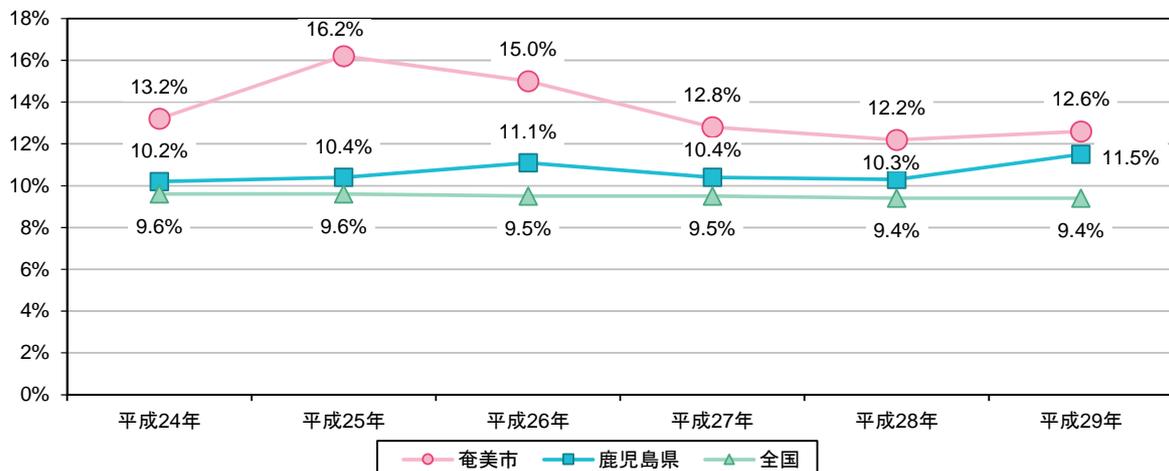
資料：鹿児島県人口動態調査（H29）

(4) 低出生体重児の割合（2,500グラム未満）

低出生体重児の割合は、平成25年をピークに下降傾向にありますが、依然として県・国と比較して高い状況にあります。

妊婦の喫煙のほか、低栄養状態（やせ）や飲酒などが原因となって起こる場合があります。妊娠中だけでなく、妊娠前からの食事や喫煙・歯の健康管理などについて重点的に啓発し、健やかな妊娠・出産に臨めるよう取り組む必要があります。

低出生体重児の割合の推移

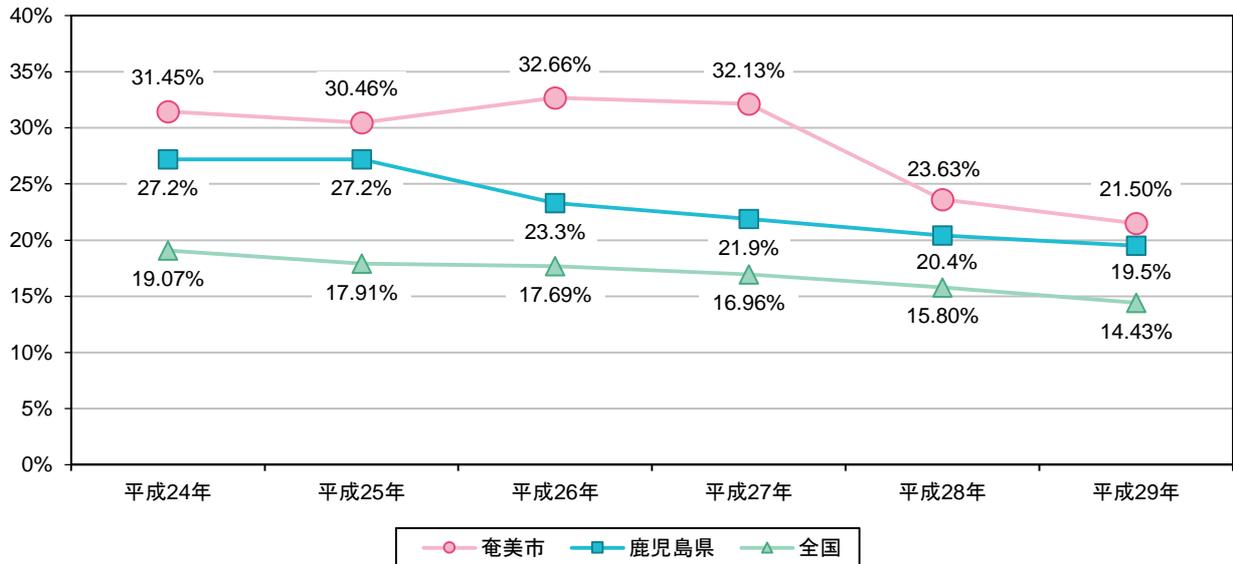


資料：鹿児島県の母子保健

(5) 3歳児のむし歯有病者率

3歳児のむし歯有病者率は減少傾向にありますが、国・県と比較すると依然として高い状況です。むし歯のない子どもが増えている一方で、一人で多くのむし歯を有する子どもが見られ、両極化しています。今後、さらにむし歯を減らすには、保護者の取組だけでなく、祖父母や地域の方の理解・協力が不可欠であり、全体を含めて取り組む必要があります。

3歳児のむし歯有病者率の推移



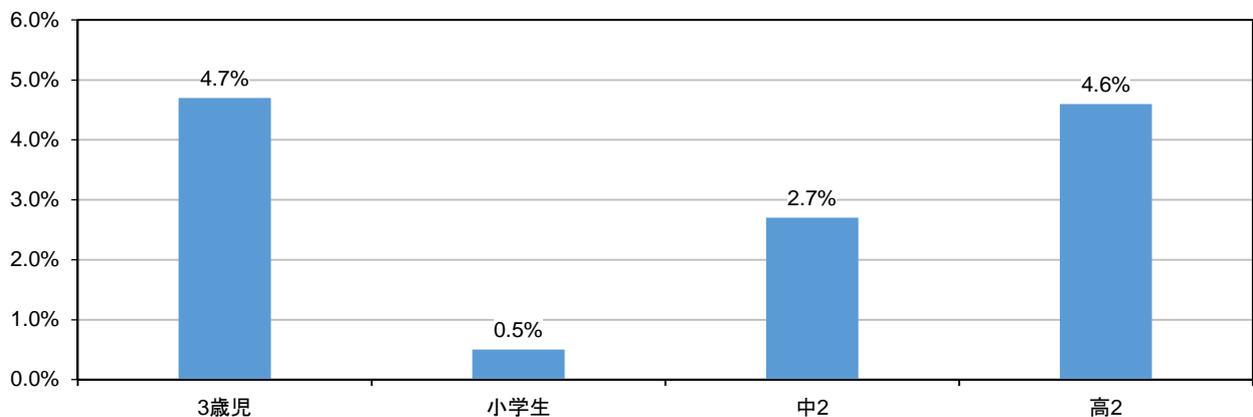
資料：鹿児島県の母子保健

(6) 朝食の欠食率

3歳児の4.7%は朝食を食べないことがあるという状況です。

朝食は1日の活力源です。朝食をとることで体温が上昇し、脳が目覚めて胃腸の働きも活発になり、1日の生活リズムが整います。朝食の欠食は生活リズムとも深くかかわるため、保護者に対して朝食の大切さとともに生活リズムを整えることの大切さについても伝えていく必要があります。

朝食の欠食率

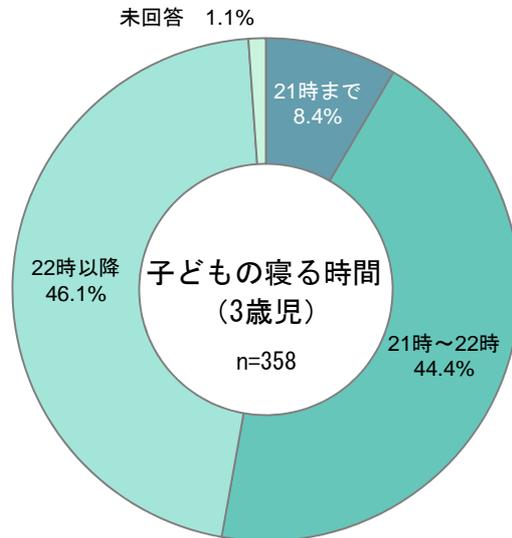


資料：健康あまみ21アンケート（令和元年度実施）

(7) 子どもの寝る時間（3歳児）

夜9時までに眠る子どもの割合は8.4%に止まり、夜型の生活リズムの子どもが多い状況です。

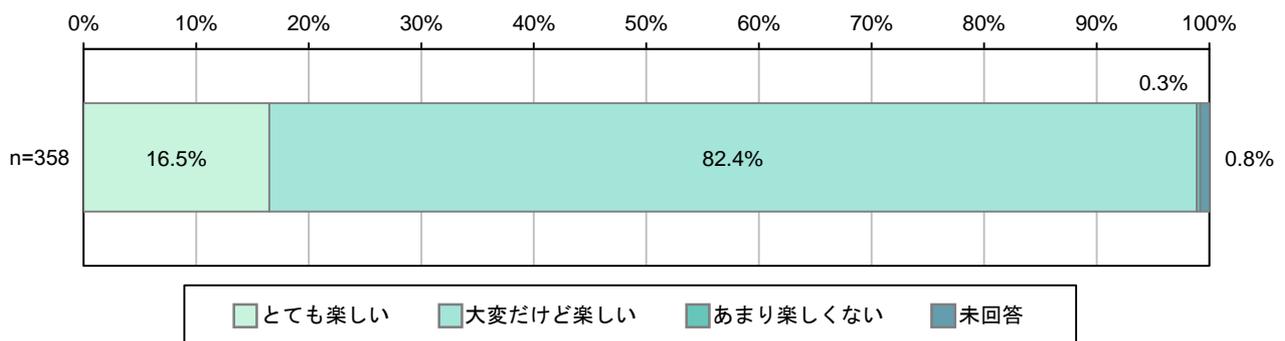
子どもの生活リズムを確立するためには保護者の意識が大切であり、睡眠の重要性とともに、妊娠中から正しい生活リズムを身につけることや、子どもの生活リズムを整えるための具体的な工夫等について伝えていく必要があります。



資料：3歳児健診の問診票より（H30.9月～R1.8月）

(8) 子育ては楽しいと感じる保護者の割合（3歳児の保護者）

子育てについて、3歳児の保護者にたずねたところ、98.9%が「楽しい」（「とても楽しい」「大変だけど楽しい」と回答しています。



資料：3歳児健診の問診票より（H30.9月～R1.8月）

5 子育て支援の現状

(1) 認可保育所・認定こども園・地域型保育施設等

保護者が就労などにより家庭で保育できない場合に、児童を預かる施設です。平成 27 年度から始まりました地域型保育事業について、住用地区で平成 27 年度から、名瀬地区で平成 28 年度から新設されました。

①認可保育所

市内には 11 か所の認可保育所があり、定員数は 930 人となっています。

認可保育所一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	赤木名保育所	60	7	小浜保育所	150
2	赤木名保育所 佐仁分園	15	8	金久保育所	120
3	節田保育所	60	9	春日保育園	120
4	宇宿保育所	45	10	平田保育所	60
5	笠利聖母保育園	60	11	輪内保育所	150
6	小宿保育園	90	合 計		930

②認定こども園

市内には 1 か所の認定こども園があり、定員数は 105 人となっています。

認定こども園一覧

No	名称	定員数	合計
1	朝仁保育園	105	105

③地域型保育所等

認可保育所と同様に、保護者が仕事や病気などの理由により家庭で保育ができないときに、児童を預かる施設です。

市内には 7 か所の地域型保育所等があり、定員数は 69 人となっています。

地域型保育所等一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	にこにこ保育ルーム	5	5	みつばち保育所	12
2	たんぽぽ保育園	12	6	森のおうちくっかる	7
3	ひよこのおうち	9	7	さくら保育園	19
4	いっぴいっぴ	5	合 計		69

④へき地保育所

市内には6か所のへき地保育所があり、定員数は190人となっています。

へき地保育所一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	屋仁へき地保育所	30	4	住用へき地保育所	30
2	用安へき地保育所	30	5	東城へき地保育所	30
3	古見方へき地保育所	40	6	市へき地保育所	30
合 計					190

(2) 認可外保育施設

認可外保育施設は、乳幼児の保育を行うことを目的とする施設であって、県知事や市町村長の認可を受けていない保育施設を総称して呼んでいます。「企業主導型保育事業」を実施する施設も認可外保育施設に含まれます。

①認可外保育所

市内には5か所の認可外保育所があり、定員数は140人（名瀬聖母保育事業を除く）となっています。

認可外保育所一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	ひよこ広場	15	4	わかば保育園	20
2	名瀬聖母保育事業	—	5	名瀬信愛幼稚園	70
3	みどり保育園	35	合 計		140

※名瀬聖母保育事業については、定員数の定め無し

②企業主導型保育所

市内には1か所の企業主導型保育所があり、定員数は16人となっています。

企業主導型保育所一覧

No	名称	定員数	合計
1	奄美病院（さくらんぼ保育園）	16	16

③事業所内保育所

市内には4か所の事業所内保育所があり、定員数は71人となっています。

事業所内保育所一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	奄美中央病院 (ひまわり保育園)	20	3	奄美和光園(あまみ保育園)	8
2	県立大島病院内保育所	25	4	名瀬徳洲会病院 (おひさま保育所)	18
合 計					71

(3) 病児・病後児保育

保育所等に入所中の児童が病気療養中又は病気の回復期にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に児童を施設で預かり、保育を行う事業です。

市内には1か所の実施施設があり、定員数は3人となっています。

病児・病後児保育事業実施施設一覧

No	名称	定員数	合計
1	奄美中央病院(キッズケアルーム☆げんきっこ)	3	3

(4) 一時預かり事業

常時、保育所を利用している保護者以外でも、パート就労や出産、家族の病気、冠婚葬祭等の理由により、保育が必要な時は児童を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。

一時預かり事業実施施設一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	さくら保育園	10	4	小宿保育園	8
2	預かりルームみつばち	15	5	港町児童センター	3
3	朝仁保育園	12	合 計		48

(5) 幼稚園の状況

幼稚園は、満3歳から小学校就学前の幼児を保育し、適当な環境の中でその心身の発達を助長するための教育施設です。預かり保育（保護者の希望に応じて、幼稚園の通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休業中等に、子どもを預かり保育をする）を実施している園もあります。

幼稚園では園児に対する幼児教育の他、地域における子育て支援活動等を行っています。市内には6か所の幼稚園があり、定員数は730人となっています。

幼稚園一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	赤木名小学校附属幼稚園	70	4	朝日小学校附属幼稚園	105
2	名瀬幼稚園	105	5	名瀬信愛幼稚園	250
3	小宿小学校附属幼稚園	70	6	名瀬聖母幼稚園	130
合 計					730

(6) 放課後児童クラブ

市内には11か所の放課後児童クラブがあり、定員数は516人となっています。

放課後児童クラブ一覧

No	クラブ名	小学校区	定員	開所時間	
				月～金	土・長期休業中
1	名瀬小児童クラブ	名瀬小	40	14時00分～18時00分	8時00分～18時00分
2	奄小児童クラブ	奄美小	36	14時00分～18時00分	8時00分～18時00分
3	あおぞら児童クラブ	伊津部小	90	13時00分～19時00分	8時00分～19時00分
4	第1ひまわりクラブ	朝日小	38	14時00分～18時30分	8時00分～18時30分
5	第2ひまわりクラブ	朝日小	86	14時00分～18時30分	8時00分～18時30分
6	学童クラブたんぽぽ	小宿小	76	13時00分～18時30分	8時00分～18時30分
7	菜の花学童クラブ	大川小	30	14時00分～19時00分	8時00分～19時00分
8	住用オレンジクラブ	東城小	30	14時00分～18時30分	8時00分～18時30分
9	赤木名放課後児童クラブ	赤木名小	25	14時00分～18時00分	8時00分～18時00分
10	あまみこ児童クラブ	節田小	25	14時00分～18時00分	8時00分～18時00分
11	たんぽぽ児童クラブ	奄美小	40	13時00分～18時30分	8時00分～18時30分
合 計			516		

(7) 地域子育て支援センター

市では、育児相談や育児講座、親子で楽しく遊べる育児サークル支援などの「地域子育て支援センター事業」、児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした「児童館事業」を行っています。

子育て支援センター（港町児童センター内）「わくわくひろば」

【委託運営】社会福祉法人真正会（委託料 4,925,720 円）

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談・援助・情報提供の実施等

【地域子育て支援センター事業】

	平成 30 年度 (総利用者数)
利用状況	8,412 名

【児童館事業】

施設名	指定管理料	H30 利用児童 (延人数)	H30 利用一般 (延人数)
金久児童館	1,799,000 円	6,179 人	404 人
港町児童センター	3,300,000 円	3,251 人	3,116 人

(8) 子育てサロン・サークル

市内には、子育てをしている保護者同士の交流と、子どもの遊び場づくりを目的とした4つの子育てサロン・サークルがあります。

サロン・サークル名	対象	開催日	場所	料金
子育てサークル「たんぽぽ」 0997-53-5900	未就学児(0歳児から) とその保護者	毎週火曜 10:30~ 11:30頃	港町児童センター2階 「わくわく広場」	0~300円程度
子育てサロンだっこちゃん 0997-53-5484	未就学児(0歳児から) とその保護者	第1金曜日 10:00~ 11:30	奄美市老人福祉会館 (名瀬長浜町2394)	1家族200円
子育てサロンていだっこ 0997-52-7601	未就学児(0歳児から) とその保護者	第3水曜 10:00~ 11:30	奄美市老人福祉会館 (名瀬長浜町2394)	1家族200円
WARABE(わらびい) 0997-53-5699	未就学児(0歳児から) とその保護者	第2・第4月曜 10:00~ 11:30	名瀬公民館金久分館 (名瀬長浜町5-1)	1家族300円

(9) 児童虐待の現状

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。こうした現状に対応するため、国では、児童虐待防止法、児童福祉法が改正され、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育て等の推進が進められています。

本市においては、児童福祉法の規定に基づき、要保護児童又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を関係機関が連携して図るため、奄美市要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、児童虐待防止へ取り組んでいます。

虐待の相談種別件数

虐待のタイプ	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	4	2	2	2	10
性的虐待	1	0	0	0	1
心理的虐待	1	9	0	2	4
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	0	10	13	11	11
計	6	21	15	15	26

本市の状況として、若年妊婦や養育環境の面からリスクの高い妊婦が多いことや家族等からの支援が得られない家庭が多いこと、また育児不安を抱える親が多いことから、虐待等の問題が顕在化する前の予防的視点を重視し、早期の支援開始をめざすために「子育て世代包括支援センター」を健康増進課内に設置し、専任の助産師を中心に支援を行っています。

また福祉政策課では、不登校・非行の問題、子どもの虐待・DVに対する相談及びひとり親家庭の支援について、家庭相談員、婦人相談員が対応し、関係機関と連携して問題の解決に取り組んでいます。

なお「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討するとともに、関係機関と連携しながら支援の必要な子どもとその家庭及び妊産婦の実情の把握、相談対応、要保護児童等の早期発見や適切な支援を実施します。

(10) 児童手当等の現状（平成 31 年 4 月時点）

児童を養育している家庭の生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として児童手当を支給しています。児童手当は、中学校修了前までの児童の養育者に対して所得が一定額未満の場合に支給されます。

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている方に対して支給されます。

特別児童扶養手当は、精神又は身体に重度又は中度の障がいがある 20 歳未満の児童を養育している人(児童福祉施設に入所している場合を除く。)に対して支給されます。

【児童手当】

区 分	支給額
3 歳未満（一律）	15,000 円（月額）
3 歳以上小学校修了前（第 1 子・第 2 子）	10,000 円（月額）
3 歳以上小学校修了前（第 3 子以降）	15,000 円（月額）
中学校修了前（一律）	10,000 円（月額）
特例給付（所得制限以上）一律	5,000 円（月額）

【児童扶養手当】

区分	支給額	第 2 子加算額	第 3 子以降加算額
全部支給	42,910 円（月額）	10,140 円	6,080 円
一部支給	10,120 円～42,900 円（月額）	5,070～10,130 円	3,040 円～6,070 円

【特別児童扶養手当】

	1 級	2 級
支給額	52,300 円（月額）	34,770 円（月額）

名 称	受給者数（平成 30 年度）	支給額（千円）
児 童 手 当	2,821 人（特例給付含） H31.3.1 現在	661,660
児童扶養手当	806 人	400,275
特別児童手当	67 人	30,338

(11) 医療費助成の現状

子ども医療費助成は、子どもの健康と健やかな育成を図るため、中学校卒業前までの子どもの保護者に対し、保険診療による医療費の自己負担金の全額を助成しています。

ひとり親家庭等医療費助成は、18 歳以下の児童を有する母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童の家族の健康と福祉の増進を図るため、保険診療による自己負担金全額を助成しています。

名 称	受給者数（平成 30 年度）	支給額（千円）
乳幼児医療費助成	延べ 5,721 人	99,806
ひとり親家庭等医療費助成	延べ 1,949 人	23,545

(12) いじめ・不登校の現状

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と定義し、いじめられた児童生徒の立場に立った考え方をします。

いじめ問題について、本市では平成 30 年度のいじめ認知件数は 409 件となっています。全ての事案において現在は解決済みですが、各学校においては「どの学級でもいじめは起こり得る」という危機意識をもって、児童生徒のちょっとした変化も見逃さぬよう見守り、指導を行っています。

市においては、いじめに発展しかねない「言葉遣い」や、全国的に頻発している携帯電話やパソコンを使った「ネットいじめ」等を中心に情報交換・研修を行い、いじめ問題の未然防止・早期発見に連携して取り組んでいます。また、生徒指導主任等研修会等でも携帯電話やインターネットの使用に関する話題をはじめとする「いじめ」について取りあげ、外部講師による講話も組み入れながらいじめ問題の根絶に対応しています。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況の者で年間 30 日以上欠席」と定義しています。

本市における不登校児童生徒数は平成 29 年度が 22 名、平成 30 年度が 22 名となっています。

現在、本市では不登校児童生徒のための適応指導教室（通室した時は出席扱いとする）を開設したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員を配置したり、学校では支援チームを組み、個別に支援を行う体制で対応しています。

さらに、本市では、児童生徒の自尊感情・自己肯定感・自己有用感を醸成するために「あまみっすこやかプログラム」【グループエンカウンター】の特別活動等の年間計画への位置付けを行ったり、学校では小中連携を密に行ったりすることで、中 1 時の不登校未然防止に取り組んでいます。

(13) 障がい児への支援

発育、発達に課題のある子どもに関する子育て支援では、障がいの早期発見、早期対応により、個々に応じた最も適切な支援を行うことが重要であり、その後の子どもの成長に大きな影響を及ぼすと言われていています。そのためには、医療・保健・福祉・教育の施策が相互に連携を図る必要があります。

現在、本市では健康診査や相談等で何らかの遅れが疑われる乳幼児に対しては、精密診査の場（発育発達クリニックや小児神経専門外来、県療育センター巡回相談）の紹介、親子教室への案内を行っています。特に療育が必要な場合には児童発達支援事業等の紹介を行い、早期療育の導入に努めています。

このように障がいの早期発見、早期対応により個々に応じた支援を行っています。

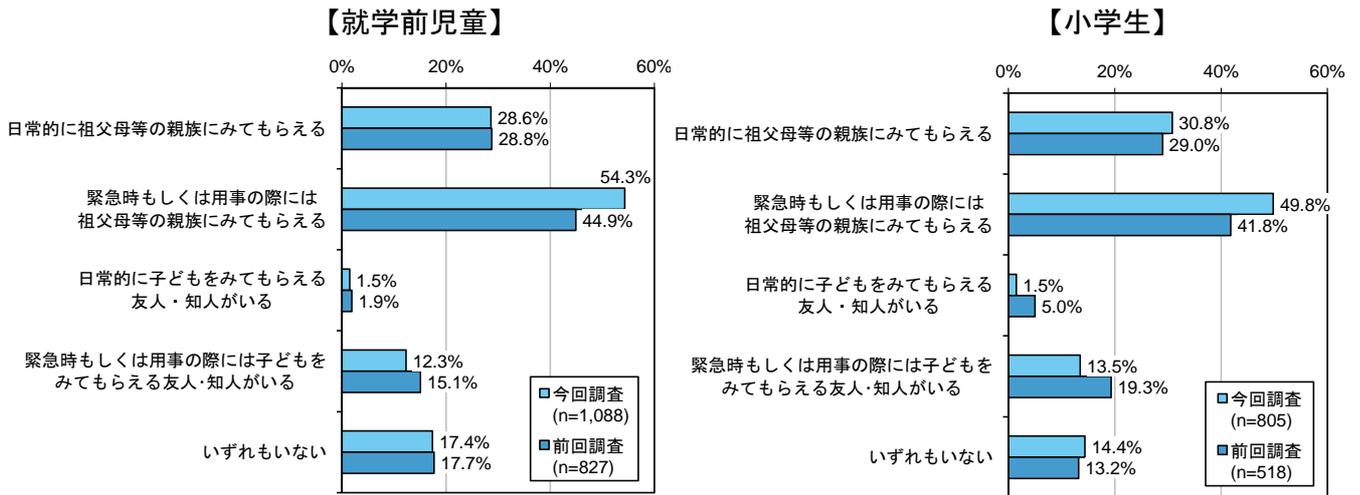
また、平成 22 年度から集団保育が可能な障がい児（軽度を含む）を受け入れている私立保育所に対して、保育士を加配するための人件費に補助金を交付することにより、障がい児と健常児の健全な成長を促進し、障がい児の福祉増進を図る障害児保育事業を実施しています。

6 ニーズ調査結果の概要（抜粋）

1 子どもの育ちをめぐる環境

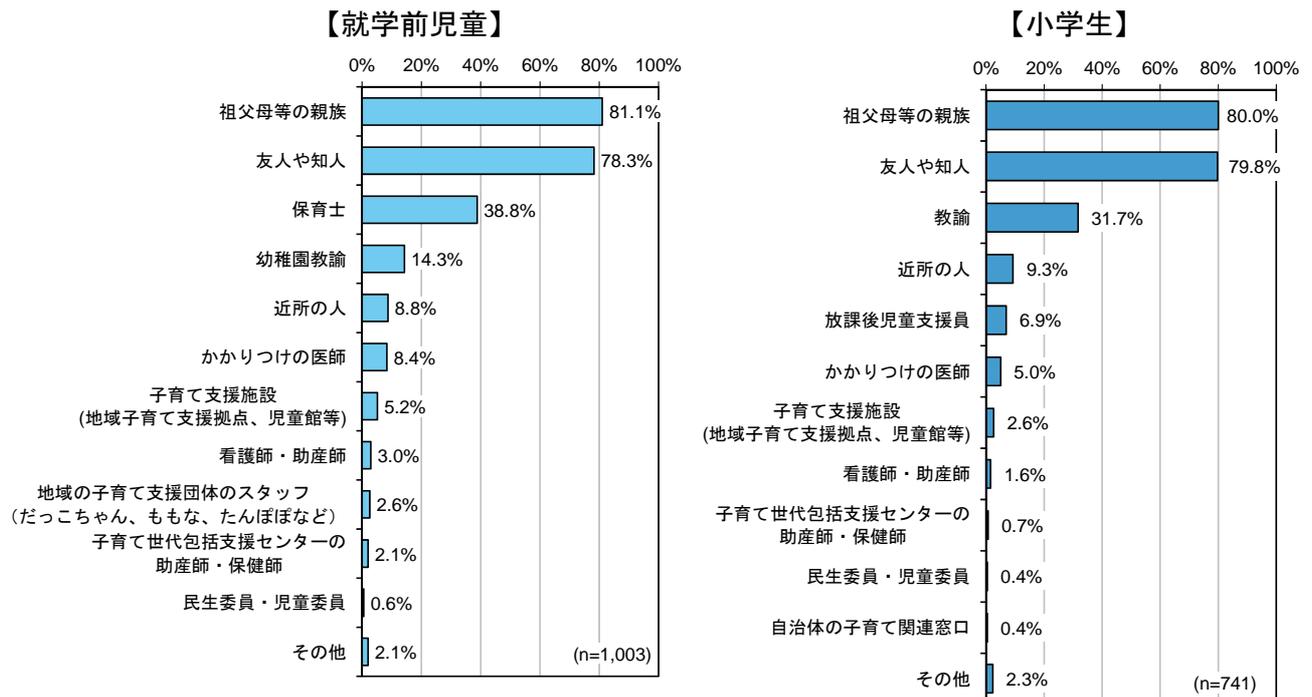
(1) 日頃子どもをみてくれる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてくれる親族・友人の有無について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」とする回答の割合は就学前、小学生ともに最も高く、また前回調査時よりも増加しています。一方で、「いずれもない」と回答された方が、就学前児童が17.4%、就学児童が14.4%となっており、就学前のほうが若干高い割合となっています。



(2) 子育てをする上で気軽に相談できる人や場所

子育てをする上で気軽に相談できる人や場所として、「祖父母等の親族」が就学前、小学生ともに8割と最も高い割合となっており、「友人や知人」が8割弱と続きます。身近な人が相談相手となっている一方で、公的機関や専門職を相談先として選ぶ割合は大変低くなっています。



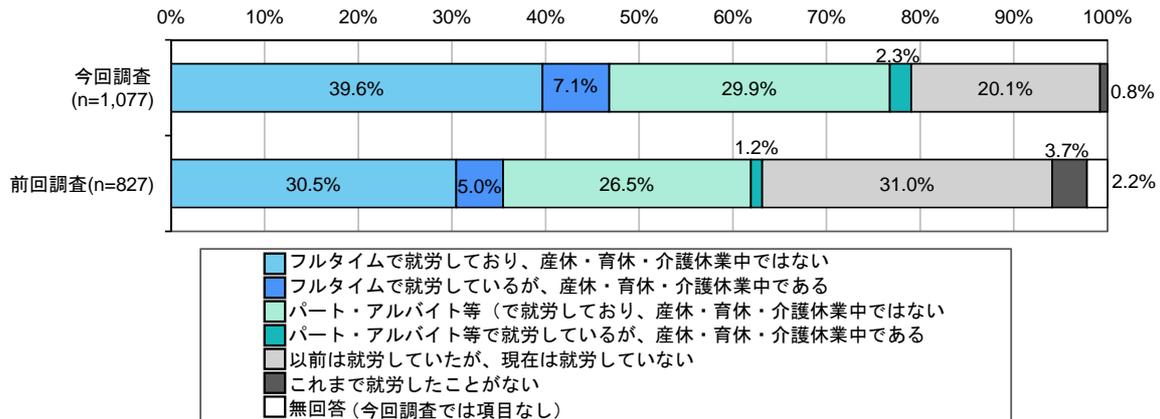
2 保護者（母親）の就労状況

就学前児童調査では、前回と比べ、母親のフルタイム就労が増えています。就学前児童を持つ母親のおよそ8割は何らかの就労をしています。

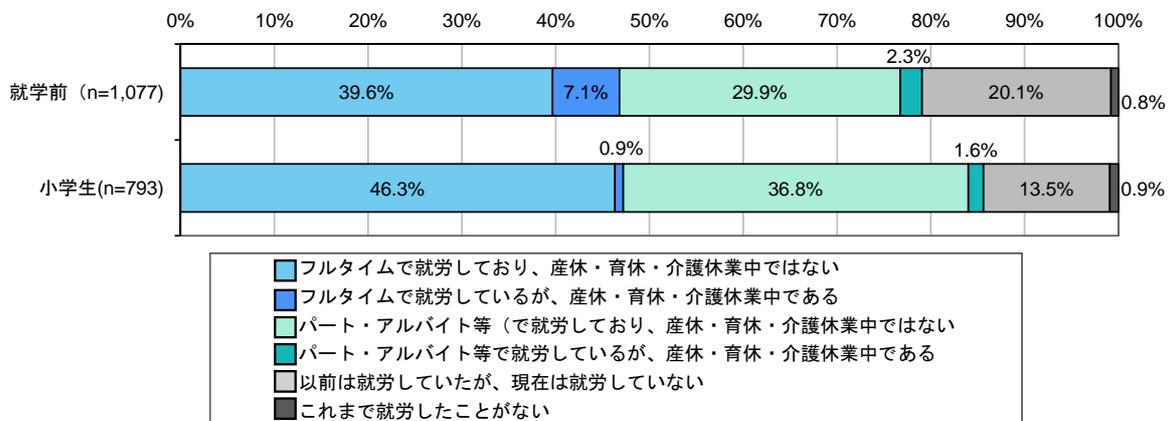
また、子どもの成長に伴って、就労している母親の割合は増加しています。

なお、現在就労していない母親へ、今後の就労意向をたずねたところ、就学前では「1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい」が41.2%で最も多く、小学生では「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が40.6%で最も高くなっています。

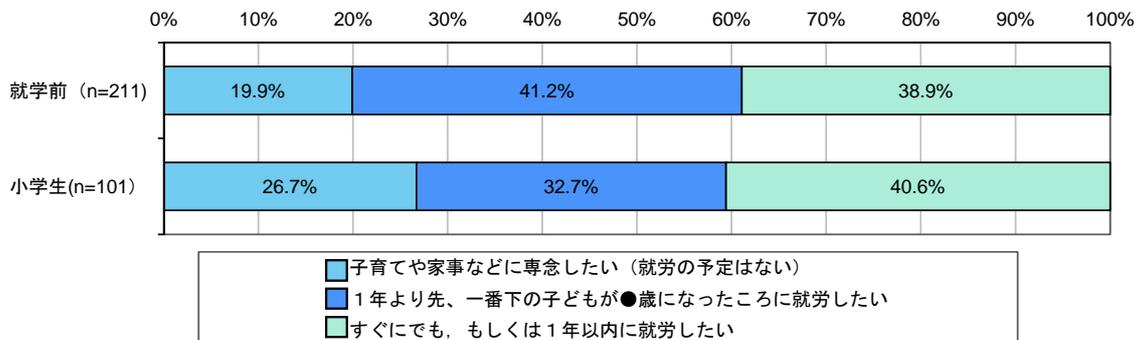
【現在の就労状況・前回調査との比較（就学前児童の母親）】



【現在の就労状況（母親）】



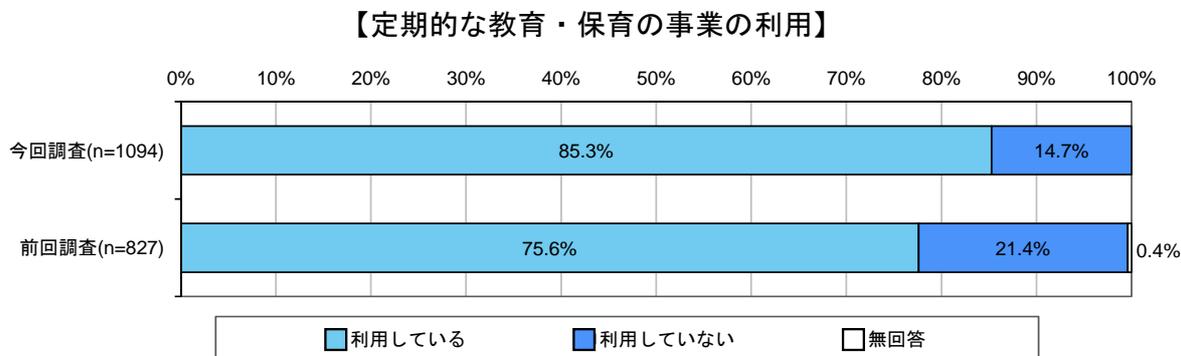
【就労意向 母親】



3 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童)

(1) 幼稚園や保育所などの「平日の定期的な教育・保育の事業」利用状況について

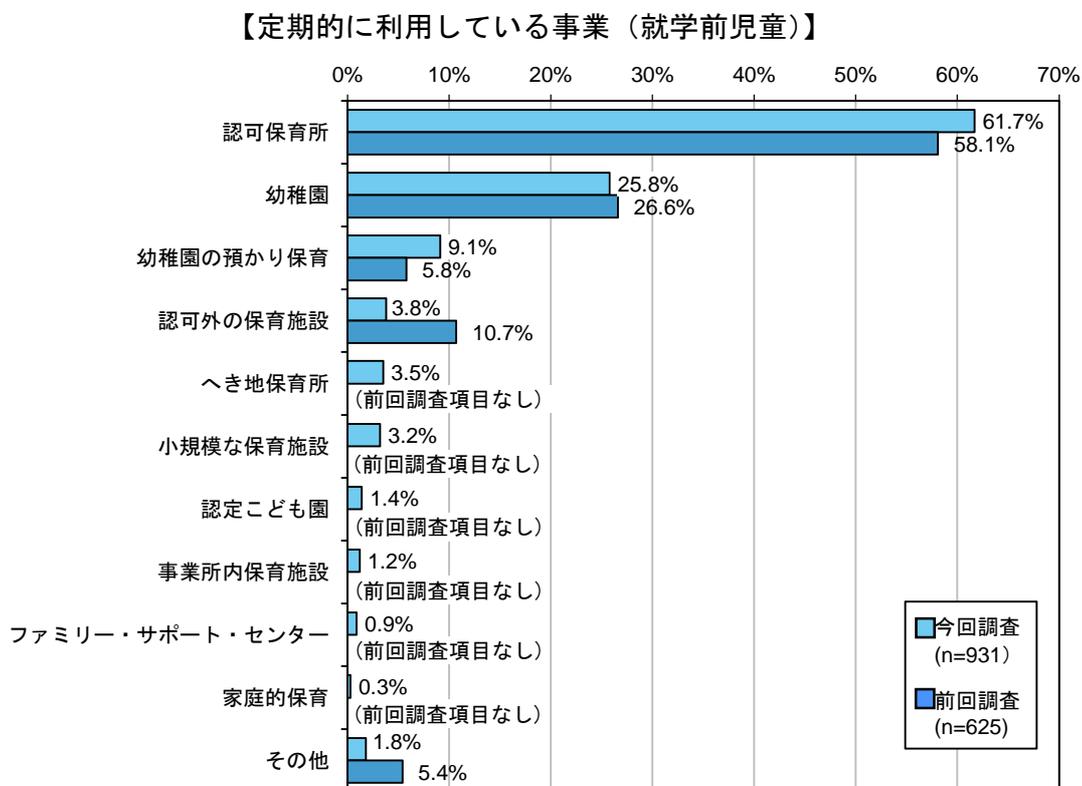
平日の定期的な教育・保育の事業について、「利用している」と回答した方は前回調査より9.7ポイント増加し、85.3%となっています。



(2) 定期的にご利用している事業について

定期的にご利用している事業では「認可保育園」が61.7%と最も高く、次いで「幼稚園」の25.8%となっています。

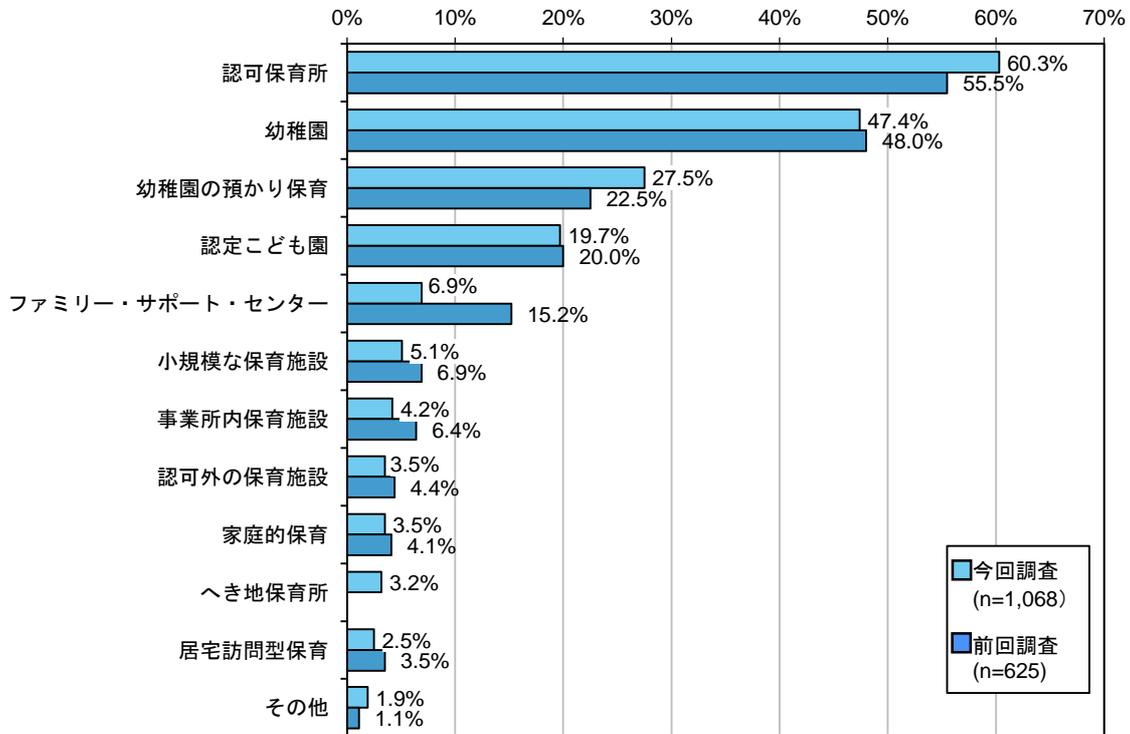
「認可保育所」と「幼稚園の預かり保育」の利用は、前回調査に比べ微増しています。



(3) 定期的に利用したい事業について

定期的に利用したいと考えている事業では、「認可保育園」が60.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が47.4%の順となっています。前回調査に比べ「認可保育園」「幼稚園の預かり保育」が増加しています。

【定期的に利用したいと考える事業（就学前児童）】



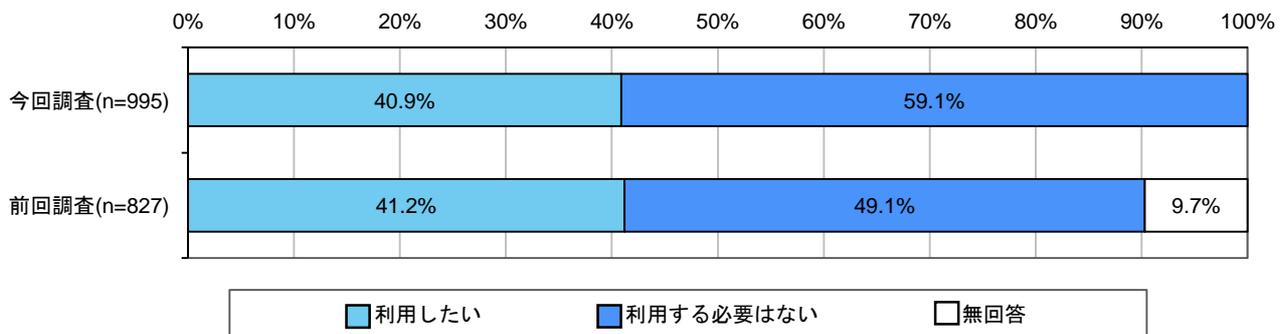
(前回調査では「自治体の認証・認定保育施設」の項目あり)

4 各種事業について(就学前児童)

(1) 一時預かり事業

一時預かり事業の利用希望について、「利用したい」が40.9%、「利用する必要はない」が59.1%となっています。

【一時預かり事業の利用希望（就学前児童）】

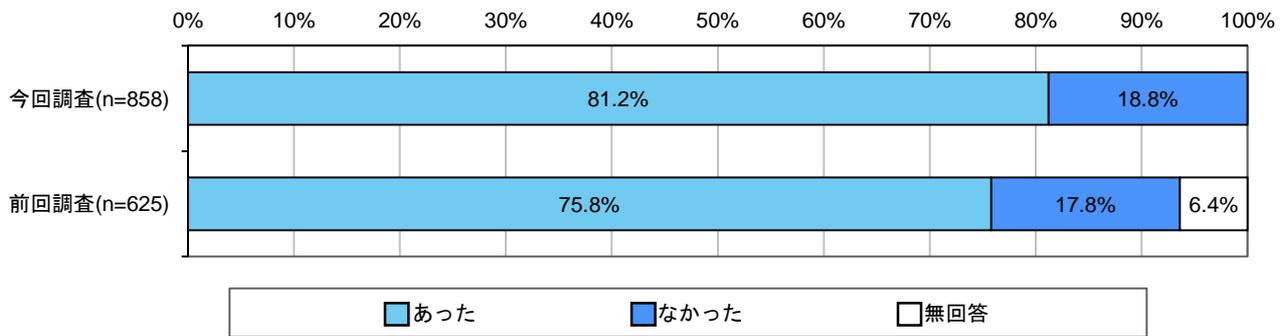


(今回調査では「無回答」の項目なし)

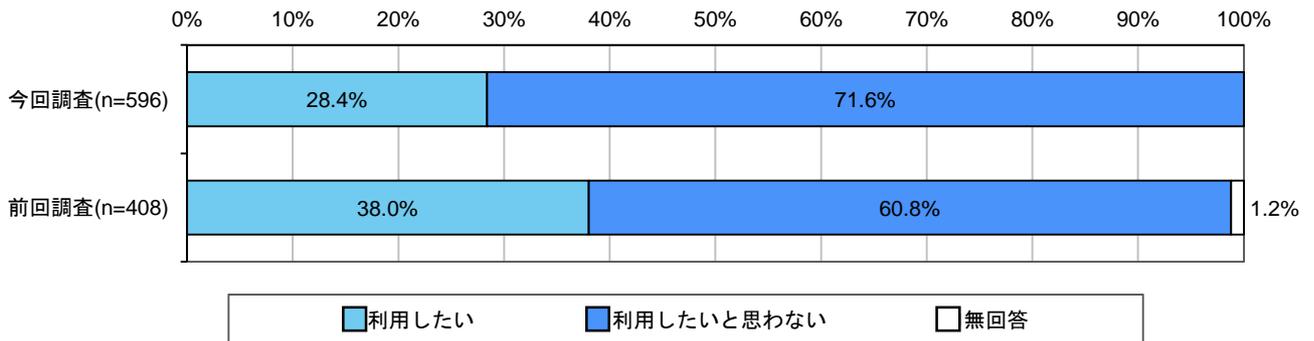
(2) 病児・病後児保育事業

病気やケガで通常の保育事業が利用できなかったことについて、「あった」が 81.2%、「なかった」が 18.8%となっています。前回調査と比べ「あった」は 5.8 ポイント増加しており、8 割を超えています。その際の病児・病後児保育事業の利用希望について、「利用したいとは思わない」が 71.6%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 28.4%となっています。

【病気・ケガにより通常の事業が受けられなかったことの有無（就学前児童）】



【その際の病後・病後児保育事業の利用希望（就学前児童）】

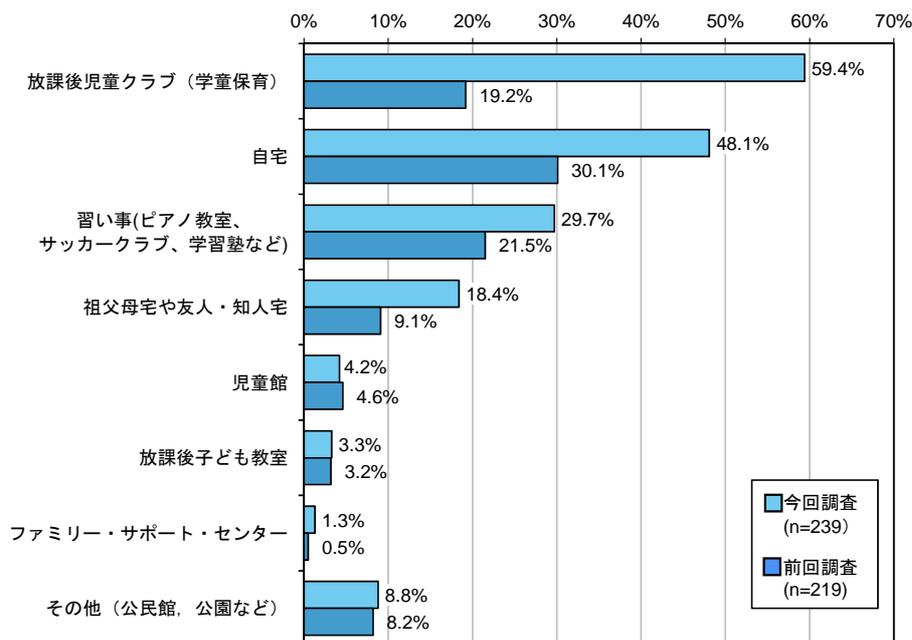


(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

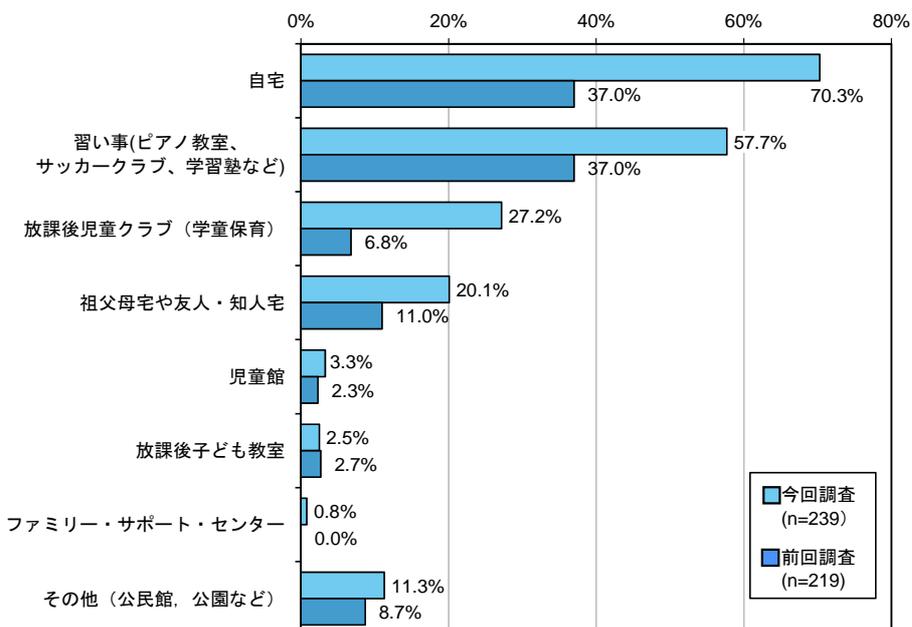
小学校低学年のうち、放課後を過ごさせたい場所について、は「放課後児童クラブ（学童保育）」が 59.4%と最も高く、前回調査と比較し、大きくポイントを伸ばしています。次いで「自宅」48.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」29.7%となっています

小学校高学年になったら、放課後の時間をどの様な場所で過ごさせたいかについては、「自宅」が 70.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」57.7%となっています

【小学校低学年のうち、放課後を過ごさせたい場所（就学前児童）】



【小学校高学年になって放課後を過ごさせたい場所（就学前児童）】

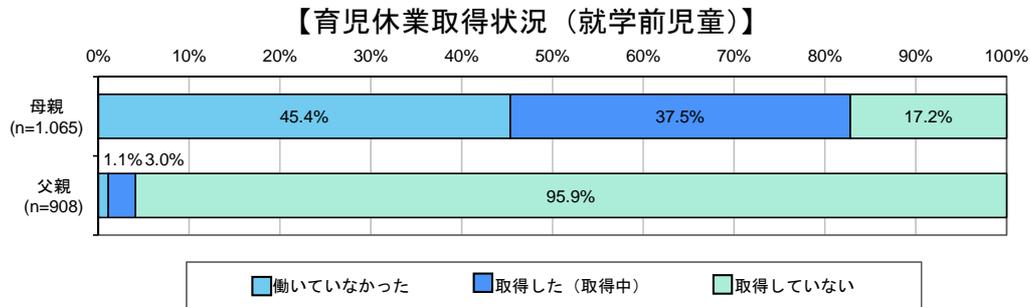


5 育児休業について（就学前児童）

（1）育児休業取得状況

子どもが生まれた時の育児休業の取得状況について、母親の場合は、「働いていなかった」が45.4%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が37.5%となっています。

父親の場合は、「取得していない」が95.9%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が3.0%となっています。



（2）育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由として、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」が34.4%と最も多く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」26.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」13.3%の順となっています。

父親では、「仕事が忙しかった」39.6%で最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」34.9%、「配偶者が育児休業制度を利用した」28.6%の順となっています。

